

平成29年第6回糸魚川市議会臨時会会議録 第1号

平成29年11月7日（火曜日）

議事日程第1号

平成29年11月7日（火曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第116号
- 日程第5 議案第117号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第116号
- 日程第5 議案第117号

+

〈応招議員〉 20名

〈出席議員〉 20名

- | | | | | | |
|-----|---------|---|-----|-------|---|
| 1番 | 平澤 惣一郎 | 君 | 2番 | 東野 恭行 | 君 |
| 3番 | 山本 剛 | 君 | 4番 | 吉川 慶一 | 君 |
| 5番 | 五十嵐 健一郎 | 君 | 6番 | 滝川 正義 | 君 |
| 7番 | 佐藤 孝 | 君 | 8番 | 新保 峰孝 | 君 |
| 9番 | 田原 実 | 君 | 10番 | 保坂 悟 | 君 |
| 11番 | 笠原 幸江 | 君 | 12番 | 斉木 勇 | 君 |
| 13番 | 中村 実 | 君 | 14番 | 大滝 豊 | 君 |
| 15番 | 田中 立一 | 君 | 16番 | 古川 昇 | 君 |
| 17番 | 渡辺 重雄 | 君 | 18番 | 松尾 徹郎 | 君 |
| 19番 | 高澤 公 | 君 | 20番 | 吉岡 静夫 | 君 |

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市	長	米田	徹	君	副	市	長	織田	義夫	君																						
副	市	長	木村	英雄	君	総	務	部	長	金子	裕彦	君																				
市	民	部	長	岩崎	良之	君	産	業	部	長	斉藤	隆一	君																			
会	計	管	理	者	兼	務	企	画	財	政	課	長	藤田	年明	君																	
総	務	課	長	山本	将世	君	能	生	事	務	所	長	土田	昭一	君																	
定	住	促	進	課	長	斉藤	喜代志	君	市	民	課	長	池田	正吾	君																	
青	海	事	務	所	長	井川	賢一	君	福	祉	事	務	所	長	水嶋	丈明	君															
環	境	生	活	課	長	五十嵐	久英	君	交	流	観	光	課	長	渡辺	成剛	君															
健	康	増	進	課	長	横澤	幸子	君	建	設	課	長	見辺		太	君																
商	工	農	林	水	産	課	長	池田		隆	君	会	計	課	長	丸山	幸三	君														
復	興	推	進	課	長	斉藤		孝	君	消	防	長	大	滝	正	史	君															
ガ	ス	水	道	局	長	木村		清	君	教	育	次	長	佐々木	繁	雄	君															
教	育	長	田	原	秀	夫	君	教	育	委	員	会	こ	ど	も	課	長	兼	務													
教	育	委	員	会	こ	ど	も	教	育	課	長	山	本		修	君	教	育	委	員	会	生	涯	学	習	課	長					
教	育	委	員	会	文	化	振	興	課	長	磯	野		茂	君	中	央	公	民	館	長	兼	務	市	民	図	書	館	長	兼	務	
歴	史	民	俗	資	料	館	長	兼	務	長	者	ヶ	原	考	古	館	長	兼	務	監	査	委	員	事	務	局	長	大	嶋	利	幸	君

+

+

〈事務局出席職員〉

局	長	小竹	和雄	君	次	長	松木	靖	君
係	長	山川	直樹	君					

〈午前10時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより平成29年第6回糸魚川市議会臨時会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、3番、山本 剛議員、13番、中村 実議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、本日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

本日、午前9時より議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成29年第6回市議会臨時会に提出されました議案は、お手元に配付されております議案書のとおり、専決処分の承認を求めることについて、及び一般会計補正予算（第6号）の2件であります。

協議の結果、会期及び日程につきましては、本日1日限りとし、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただくことで委員会の意見の一致を見ております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3. 行政報告

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、行政報告について。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成29年第6回市議会臨時会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただきまして、厚くお礼申し上げます。

10月22日から23日に豪雨をもたらした台風21号の災害対応に当たりまして、議会を初め多くの皆様から特段ご支援いただきましことに心より感謝申し上げます。

このたびの災害の概要につきましては、後ほどご説明させていただきます。

台風21号は、10月23日、午前3時ごろに静岡県に上陸し、関東地方を通過する間に当市に最接近したと見られ、市内では降り始めての累計雨量が200ミリを超えるなど、記録的な豪雨により各所に甚大な被害をもたらしました。

雨の状況は、累計雨量が能生川水系の西飛山で412ミリ、海川水系の道平で333ミリ、青海川水系の橋立では361ミリを記録いたしております。

被害等の状況につきましては、幸い人的被害はありませんでしたが、住宅の床下浸水が11棟、車庫等の損壊が2棟となっております。その他、被害につきましては、西海地区真木、釜沢集落において、大規模な地すべり災害が発生したほか、能生川と青海川において堤防が損壊するなど多数の被害が確認されております。

警戒態勢等につきましては、23日、朝5時に台風21号警戒本部を設置し、その後、市内各所で被害が確認されたことから、14時に災害対策本部に切りかえております。

その後、現地状況に応じて、25日17時に災害対策本部から西海地区地すべり警戒本部に切りかえを行っております。

避難情報の発令は、能生川では23日、午前8時10分に溝尾、榎集落において、11時には中野口、下倉集落の一部において、避難準備・高齢者等避難開始情報を発令いたしました。また、15時には川詰、東谷内集落において、集落孤立のおそれが高まったことから避難勧告を発令いたしました。青海川では10時5分に宮花町において、堤防決壊のおそれが高まったことから、避難勧告を発令いたしました。西海地区では、15時30分、地すべりによる海川の河川閉塞に伴い、浸水被害発生のおそれが高まったことから釜沢集落の一部を含む海川上流域の集落に避難勧告を発

令し、その後、道平地内で地すべりが発生したため、18時30分に道平集落にも避難勧告を発令いたしました。

避難勧告の解除につきましては、上南地区、青海地区は24日、午前10時に、また、西海地区は同日の14時に、被害のおそれがなくなったことから解除いたしております。

避難状況につきましては、避難情報の発令とともに上南地区及び中能生地区公民館、青海生涯学習センター、西海地区公民館の4カ所において避難所を開設し、最も多いときで85人の方が避難をされております。

また、県が管理する二級河川のほか、市道と普通河川、農地・農業用施設、及び林道と林地のそれぞれの被災状況は、お手元配付の資料のとおりであります。

以上、台風21号被害の概要について、ご報告いたしました。

なお、本臨時会におきましては、衆議院議員選挙の選挙費の補正予算の専決処分と台風21号による災害対応の補正予算の計2件のご審議をお願いいたしたいものでございます。

議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

これで行政報告は終わりました。

日程第4．議案第116号

+

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第4、議案第116号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第116号は、平成29年度一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ2,863万円を追加し、総額を285億6,463万円といたしております。これは10月22日に投開票が行われた衆議院議員総選挙に対応するための選挙費の追加であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

なお、質疑は1人15分以内とし、議題の範囲内の内容としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

おはようございます。

1点伺いたいと思います。

まず、この選挙についてでありますけれども、投票所の管理運営は、問題なく行われたのか伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

おはようございます。

お答えさせていただきます。

今、田原議員のほうから投票所の管理ということでご質問を受けておりますが、今回の10月22日の衆議院の投票日におきましては、一部投票所におきまして事務従事者のほうが閉鎖間際のほうに早目に少し投票所の事務物品等を片づけたというような事例がございまして、記載台等がない状態の中でお一人が投票なされたという部分について情報を得ておりまして、それらについてご本人の事実確認、また投票所の従事者の事実確認を行いまして、確かにそういったことがあったということを確認させていただきましたので、投票なされた方に対しまして、直ちにおわびに上がり、ご理解をいただいたところでございます。そういった情報については、幾つかいただきました。それらについてもそういったおわびをしたということについて、連絡をさせていただいております。

それらについては、今後そういったことがないように事務従事者に徹底をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

もう少し詳細に伺いたいと思います。

どの投票所であったのか、それから間際で少し早くという曖昧な表現でありますけれども、非常に大事なところですね。そこをもう少し詳しく教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

お答えいたします。

投票所につきましては、第6投票区という形で早川のところでございます。

事実につきましては、ご本人にも確認をさせていただきましたが、そこは18時の閉めという形でございますが、17時54分ごろにおいでになったということでございます。事務従事者のほうに確認をいたしました、ほぼ同時刻でございました。そのときに既にお入りになったときに、投票所の中の記載台が、まず片づけられていたという事実があったということを確認させていただいております。

あわせて投票箱については、ふたは閉じておりませんが、鍵はかけていない状態ではございましたが、ふたがかぶさったというような状態でございまして、投票においでになった方について、何かもう閉められたというような錯覚を受けられたということもまた事実でございます。そういった事実があったということについて、確認をさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

記載台が片づけられたということですが、そこにいられた方は投票はされたわけですよね。じゃあどんな感じで投票されたのか、記載台というのは、つい立てがあって手元が見えないような形になってると思うんですが、そこでどういう形で投票の記入がされたのかという、そこら辺は確認されているのか、そこを伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

お答えいたします。

記載台がなかった状態な関係から、事務従事者が使っております机のところでお書きいただいたという事実がございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

じゃあその方は、記入をされている、投票表紙記入しているところを手元をほかの方に見られる中で記入して、そして投票したということですね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

恣意的に見ていたということではございませんけども、やはりそういったつい立てとかございませんので、見られる環境の中でご記入なされたということは事実でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

その投票の環境がよしとせず、注意をするなり、注意というのは、これではよろしくないということ言うなりして、正しい形での投票・記入ができるようにということとその場にいた行政の職員等どなたも気づかなかったということでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

お答えいたします。

そこには管理者、また立会人の方、また事務従事者がいるわけですが、恣意的に見ていたということではございませんけども、やはり目をそらすとかそういった配慮がなかったという部分については、確かにあったということでございますので、そういったことがないように今後もまた事務従事者につきましては、指導をしまいたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

よくないことだと思うんですよ。それで、その投票所の管理運営に当たられた中には、行政の職員の方もいらしたわけでしょ。その方は、やっぱり当然、投票する方の権利を守ってあげなきゃいけない。どうしてそこに気がつかなかったのか、ということですよ。

それから、投票された方におわびをして何か納得をしていただいたというような形の話だったけど、それで済むのかなということを言っている方いますよ、その話を聞いてね。そこのところをどうするのか、これから間違いのないように反省して進めてまいりますという今答弁を、この議会の場でいただきましたけども、それはやはり選挙に臨む市民としては、それでいいのかというところはあります。これは、選挙というものは私たちに与えられた権利の行使でありまして、それが正しく行われるということが、まず民主主義の基本じゃないかというふうに考えるんですよ。そこところはいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

お答えいたします。

議員おっしゃいますように、あつてはならないことだというふうに考えておりますし、まず、当事者におわびすることはもちろん最低のお話でございますけども、私ども今後、終わった部分もでございますし、今後の選挙に向けては、そういったことがないように投票事務等にかかわる職員に対してそういったことを徹底してまいりたいというふうに思ったところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂 悟議員。

○10番（保坂 悟君）

よろしくお願ひします。同じく投票所の管理についてであります。

項目とすれば13ページの投票所借上料になるかと思いますが、今回の衆議院選挙におきまして、要は投票所が統廃合があった平成28年4月15日に3カ所、改正されておるんですが、その1カ所の地区で、以前よりも投票所に行きづらくなったという声が今回あったんですね。何でここで質問しているかというのは、以前、市長選、市議選のときにはそういう声なかったんですが、今回こういうふうに声が上がってきたということは、やはり集落の人数もあるんですが、やっぱり高齢化のことがかなり影響しているのではないかということで行きづらいという声が上がってきてるものですから、今後、高齢者がふえていく中での今後の対応とか、またそういった声をどのように受けとめて、総括して改善していくのか、その辺のちょっと考え方をお聞かせいただきたいと思ひまして、今質問させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

お答えいたします。

確かに3カ所、62から今59という形で減らせていただいたところでございます。今、議員のほうからお話あった部分については、直接私どものほうにそういったお声としては届いていない状況でございます。

ただ年々、高齢化等の中でなかなか選挙、投票所のほうに出向くのが難しいというお話もございまして、これについてはどういった形でいくのか、よろしいのか、今回の3カ所以外につきましても、今59ある中でも投票者数、人数が減っているという状況の中で、そうしますとやはり立会人の方、また期日前投票をなされる方、そういったことがありますと、やはりそういった部分の中でも投票がしにくいという環境もございまして、それらを考え合わせる中でどういった形にすれ

ばよろしいのか考えてまいりたいと思っております。

また、そういったお声ある部分については、こういった手段があるのか、選挙管理委員会の中で検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

私も個々に具体的な中身については確認はしてないんですが、やはり今後、高齢者に対する配慮ということで、市がしてないとは思っていません。いろんなことでされてるんですけども。ただ、想像以上にいろんなことが早くなっているような気がしますもんですから、その点、声が上がったらできるところとできないところあるかと思いますが、迅速な対応で投票の行使に支障がないようにぜひお願いしたいなと思います。そのことを確認だけです。

以上です。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

12、13ページの選挙費の投票所借上料に関係することでお聞きしたいと思います。

高齢化が進んで車椅子を利用される方、あるいは障害のある方が、車椅子に乗って投票所へ行かれることもあると思います。そういう際に投票所になっている施設でスロープがなくて、そこで何人かで持ち上げて投票をすると、そういうふうになっている施設は何カ所ありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

申しわけございません。今この場で私、何カ所というのまで明確なものを持っておりませんが、まず、スロープについては、そういったことのご利用実績あるところについては、事前に会場のほうに配置をいたしまして、お使いできるような形ではとらせていただいておりますし、投票所につきましては、過去においては2階でというような箇所も多くございましたが、今現在の中でやはり高齢化の中で2階へ上がること自体がなかなか難しいという状況の中で若干手狭な部分もある会場もございますが、1階のほうにおりてきているというのが今の現状でございます。今、議員おっしゃる中でスロープの配置がないのが何カ所がというような具体的な数字については、申しわけございません、今手元には持ち合わせておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○ 8 番（新保峰孝君）

持ち上げる職員の方とか立会人の方とか、あるいはそこにいらっしゃる方は、何とも感じないと思いますけどね。投票に来た方を投票できるようにすると。

しかし、相手の立場に立って、投票される方がどういうふうな感じを受けるかというふうなことを考えた場合、やはり投票する方の立場に立ってスロープをつけるなり改善を図っていく必要があるんじゃないかと思うんですよ。そういうことはきちんと把握しておく必要があると思うんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

私ども投票所の中では、選挙管理委員会それぞれ回っている実績もございますので、そういった部分の中での把握、また、もし議員さんのほうで具体的なものがあるようであれば、そういったものの情報をまた教えていただきながら改善を進めてまいりたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○ 8 番（新保峰孝君）

今回の衆議院選挙ということじゃないんですが、いつも使われているところで、前回か前々回でしょうか、根知公民館は段差があるということでした。その後、改善されたかどうかわかりませんが、そういうところで投票する際に周りの人に手伝ってもらわないと投票する場所まで行けないというのは、投票する人の立場に立ってみると非常に負担になると。そういうことも別に気にせずに、それは当然なんだというふうに思っていれば何ともないんでしょうけども、なかなかそうもいかないというのがあると思うんです。基本的にはやはりスロープを全部つけてスムーズに投票できるようにするというふうにしていただきたいと思います。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

お答えいたします。

基本的には、議員がおっしゃるとおりそういったことに配慮してまいりたいと思っております。

ただ、投票所につきましては、各地域投票エリアを決める中で、限られた施設を利用させていただいております。そういった部分の中で最大限の努力ということで、全てが100%できるかどうかということについては、目指しますけども、ご理解いただきたい部分もあろうかと思っておりますし、またそれぞれ投票なさる投票所の状況をもう少し聞きまして、その辺をまた反映してまいりたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

新しい施設の場合は、大体スムーズに投票できるような形になってると思うんですが、そうでないところはきちんと把握をして、スロープを設置するなり、ぜひ改善をしていただきたいと、このように思います。

終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第116号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

+

+

日程第5．議案第117号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、議案第117号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第117号は、平成29年度一般会計補正予算（第6号）でありまして、歳入歳出それぞれ3億700万円を追加し、総額を288億7,163万円といたしております。

今回の補正は、台風21号の豪雨によって被災した箇所の新設を迅速に行うためのものであります。

歳出の主なものは、6款農業水産業費では小規模補助治山事業の追加、11款災害復旧費では団体営現年農地農業用施設災害復旧事業、単独林業施設災害復旧事業、及び現年公共土木施設災害復

旧事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源につきましては、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、地方債の補正は、第2表のとおりであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明をいたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田企画財政課長。〔企画財政課長 藤田年明君登壇〕

○企画財政課長（藤田年明君）

おはようございます。

一般会計補正予算（第6号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、台風21号による豪雨災害に対応するための補正予算で、単独の災害復旧費や補助債の測量設計委託料が主なものであります。

なお、補助災害の災害復旧費につきましては、12月補正を予定しております。

最初に歳出からご説明いたします。

予算書の10、11ページをお願いいたします。

また、議案参考資料には、主な事業概要を記載しておりますので、あわせてごらんください。

それでは、6款2項4目治山事業費の6、小規模補助治山事業は、小規模補助治山事業と緑のぼんそうこう事業の設計委託料及び工事請負費であります。

11款1項1目農地農業用施設災害復旧費の1、単独農地農業用施設災害復旧事業は、市単独の農地農業用施設の災害復旧費で、能生地域や糸魚川地域の施設修繕料や災害復旧工事の補助金であります。6、団体営現年農地農業用施設災害復旧事業は、補助災害の測量設計委託料であります。

次に、2目林道施設災害復旧費の1、単独林道施設災害復旧事業は、市単独の林道災害復旧費で、市内全域で発生した林道災害の施設修繕料であります。6、現年林道施設災害復旧事業は、補助災害の測量設計委託料であります。

次に、2項1目公共土木施設災害復旧事業の1、現年単独土木施設災害復旧事業は、市単独の土木施設災害復旧費で、市内全域で発生した市道や河川の施設修繕料や工事費であります。6、現年公共土木施設災害復旧事業は、補助災害の測量設計委託料や応急災害復旧工事費であります。

次に、歳入を説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

14款国庫支出金の1項3目災害復旧費負担金の1節土木施設災害復旧費負担金は、現年公共土木施設災害復旧事業に係るものであります。

15款県支出金の2項4目農林水産業費補助金の2節林業費補助金は、小規模補助治山事業に係るものであります。7目災害復旧費補助金の1節農林水産業施設災害復旧費補助金は、団体営現年農地農業用施設災害復旧事業及び現年林道施設災害復旧事業に係るものであります。

19款1項1目繰越金は、所要の一般財源として前年度繰越金を計上しております。

21款市債は、農林及び土木施設の災害復旧債であります。

4ページをお願いいたします。

地方債の補正は、第2表のとおりであります。

説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。

なお、質疑は1人15分以内とし、議題の範囲内の内容としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

まず、この場をお借りいたしまして、今回の台風による水害等への対策等を迅速にとっていただきましたことを御礼申し上げます。

また、きょうもこのように補正予算を組んでいただきまして、今後の対応に向けて速やかに進められているという市長・行政の対応に関しましては本当に御礼申し上げる次第でございます。

私は、当日たまたま海川の河川の河口を見にいらしまして、非常に取水量が多いものですから、ずっと川をさかのぼっていきましたところ、釜沢の圃場のところが水であふれ返っているという、非常に一部道路も冠水したということも聞きまして、大変だなということでおったんですけど、その後、地域の皆さんが西海の公民館ですかね、避難をされるということで行政側の受け入れ体制も非常に私はよかったと。大変なところであれだけの受け入れができたということは、ふだんからさまざまなことを考えていただいているおかげかなということで、このことに関しましては御礼を申し上げたいと思えます。

その上でということなんですけども、その避難場所で聞いた話の中から一、二お話をさせていただきたいと思えます。

やはり迂回路についてだったんです。どこが崩れるかわからないよ、あるいは崩れているらしいという中で、避難勧告されたんだけども生活があるから通行動めでは困るということに対しての情報出し方、そういったことを伺いたいと思うんですけども、避難場所が1つの対策本部、地区の対策本部となっている中で、ここのところが危険だ、ここの道路がどうだというような話、これを正確に早く伝えていく方法というのをお考えになったかどうかということ。これはこの後の対策につながっていく話でございますので、まず伺いたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

お答えいたします。

西海地区の避難勧告をかけさせていただいたところでございます。河道を土砂崩れでふさいだということで、道路にも冠水するような状況になってきたということで、やはりそこより南側の地域については、やはり生活するにも非常に問題があるだろうというようなことも含めまして、勧告をかけさせていただきました。

また、道路といたしましては、道のほうにも通ずる道があるわけでありましてけれども、そこも今回の雨によって十分な安全が確保できないというような状況から、真木地区、釜沢地区以南について一括して避難勧告をかけさせていただいたと。より安全な方向にという形の考え方でかけさせていただいたものであります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

見辺建設課長。〔建設課長 見辺 太君登壇〕

○建設課長（見辺 太君）

お答えします。

建設課では、23日当日、交通規制もあり、避難所のほうに地域整備部の河川砂防課長の平出課長さんと私と午後7時ごろ出向きまして、避難所に50人程度おられたというふうにお聞きしておりますけれども、そこでそのときの被災の状況を、今後どのような形で災害に対応していくかといったことについて、しっかりと平出課長のほうから被災者の皆さんにご説明したといった経過がございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

今回の議案は、国・県を動かすための予算を議会で認めるということでもありますけれども、この際、関連してお話をさせていただきたいことは、糸魚川市から市民の皆さんに状況がわかりやすい情報を発信していただく、その仕組みづくりも合わせて進めていただきたいということです。今、地図とか、あるいは上部からの映像の情報の配信という技術も進んでおりますので、何々線が土砂崩れで通行どめという、そういう表記もあるんですけど、この道のここが通れませんということを地図ないし映像等で、映像というか画像で配信をしていただくということは、これから大事なことはないかなと思いますので、その辺を合わせて要望させていただきたいと思います。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

市民の皆様方に関かに情報を早く提供するか、本当に大切なことと捉えております。

しかし、ご承知のとおり市といたしましても、また県といたしましてもそこに同時に被災するわけでございます。そういう中でやはり一番大切なことは、いかに人命を救助していくことが大切か、人命をいかに守ることが大切かになるわけでありまして。これからの中で市民の皆様方にその辺をしっかりと情報提供しながら、また情報共有をしていきたいなと思っておりますのは、災害発生直後に即どうなんだという話はできにくい部分がございます。どれぐらいの規模だったらどれぐらいの時間に出せばいいのか、いろいろあるかと思っております。

そういう中で、まずはやはり、これはもう改めて言うもんでもないわけでございますが、自助、共助、公助という形の中で、これぐらいの規模だったら半日は難しいかな、みずからが判断をして対応を知るような形にしていかないと、これは情報が来ないから待ってたとか、また情報がどうなんだということもされても、やはり限られた人数の中で災害対応をする部分がございますので、それにとられてやはり救助がおくれたということにならないようにしなくてはならないと思っております。その辺の仕組みをまた整理をしながら進めなくてはならないし、またそういう状況を市民から知っていただいて、まずはどうすればいいのかというのをやはり考えなくちゃいけないんじゃないかなと思っております。

規模によってその考えが大分変わってくると思うんですが、小規模であれば余裕を持ってそういうことができる。でも大規模になったとき、また広範囲になったときにどの辺まで出せるのかというのは非常に難しいところがございます。そういったところを市民の皆様方とこれから協議をしていく中で、お互いに共通な情報の中で対応できるような進め方に持っていきたいと思っております。知りたいのは本当に知りたいだろうし、出したいのは出したんだけど、確認しなければ出せない、そして非常に糸魚川市は広範囲でございますので、それを把握しないうちに出して、また2次災害が起きても困る部分がございますので、そういったところを今回特に感じさせてもらいましたので、その辺を強く進めていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

市長の今のお話でよくわかりました。危険なところに住んでるんだよということを、あえてそこに住んでる方に伝えるということは、住んでる人にしてみればたまらないものがあるかもしれませんが、ただ、皆さん高齢化したり、体が弱っている方、ご不便のある方というのは、すぐに避難しろと言われてもなかなか難しい面もあるので、そこら辺の情報の出し方、これからもご検討いただきたいと思っております。

自分の住んでいる場所の危険性というものをやはり知っていただく、あるいはまたその手助けをどういうふうにしていくのかということ、今回あわせてよくご検討いただきたいと思っております。

市長も近々、西海地区のほうに出向かれると聞いておりますので、また地域の皆様とよく懇談を

していただきまして、お伝えいただければと思います。よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにごいませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

1点お尋ねいたします。

議案書の9ページに歳入で繰越金が挙がっております。私の理解ですと繰越金というのは、前年度の事業で何らかの理由で完了できなかった、それで、現年度へ繰り越した、そういった財源かと思いますが、この財源が、今回の災害復旧費に充てられるということになりますと、前年度に未了であった事業は、今年度どうなるのかなと、そういった疑問が浮かんだんですけども、お答えいただけますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田企画財政課長。〔企画財政課長 藤田年明君登壇〕

○企画財政課長（藤田年明君）

お答えいたします。

当市の繰越金を見ると、毎年15億前後ぐらいの数字が計上されております。その内訳を見ると、大体5億程度は請差等の関係で一般的に生じる額ですし、それから、もう5億ぐらいは、逆に歳入のほうが見込みよりも多く入ってきてふえる分、それから、残りもう5億ぐらいは、やはり何らかの事情によって事業が執行できなかった分、もしくはいわゆる国の補助内示等でできなかったことによる執行残という形に分けられると思います。

その中で滝川議員の言ってる、前年度にやる予定で執行をしなくて残った分というのは、事業としてやはり幾つかあると思いますけれども、そういったものについては、着手しているものについては当然、繰越明許費等の対応をしておりますし、それ以外の分でやらなきゃいけないというのは、次年度の予算に計上したり、さらにその後の予算に計上する場合もあるかと思っております。

結果的に次年度の一般財源については、繰越金については一般財源という取り扱いの中でこういった補正の財源として使わせていただいているというのが現状の運営になっております。

○6番（滝川正義君）

事情はわかりました。ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにごいませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

すみません、1点お願いいたします。

予算という金額のことより災害の対応というか体制について質問させていただきます。

今まで駅北大火があるまでは、市長1人、副市長1人で部長制という対応で来られたと思うんですが、今回、大火後は副市長が2人体制にさせていただいて感謝しとるところなんですけど、こういった大きな災害に対しての副市長の役割分担とか体制のマニュアルとかというのがどういうふうになっているのか。また、その部長制についてどういう役割分担にしてるのかという、新たな取り決めというものがあるのか、また行われているのか、その辺ちょっと教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

今回、大火に関しては、木村副市長が大火のほうの担当、副市長でありますけども、それ以外の業務につきましては、私のほうが担当ということでありまして、今回の台風21号の災害関係につきましては、私の所管ということでありまして、

それで副市長として、特に災害対策本部につきましては、本部長が市長であります。ただ、災害警戒本部につきましては、本部長が副市長ということになっておりまして、そのほかにつきましては、それぞれ災害対策の要綱の中に部長の役割、それから各班編成になると思いますが、そういったことで全部その辺は決められているということでありまして、所管なり、その辺の内容についてはきちんと定められているところであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

私の勝手な私見になるんですが、国の国交省からも来ていただいている副市長でありますし、大きな災害のときにいろんな連携をとっていく意味でも言葉悪いかもかもしれませんが、有利に働いてくださるんじゃないかなという思いもございまして、そういったところをあえて、言葉、ごめんなさい、本当悪いんですけども、どんどん連携を、パイプを太くしていく役割を担っていただきたいものですから、そういった意味で善処していただきたいんですが、その辺のお考えいかがなものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

当然ながら、今回、災害が大変多く出ました。そうした関係では、建設省所管の補助金等を非常に必要になってくるということでありまして、その辺につきましては、木村副市長さんにも頑張ってもらおうということも思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

ぜひよろしくをお願いします。2人いるということの有効に使っていただきたいなというふうに思っています。お願いであります。

以上です。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第117号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本臨時会の全日程が終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第6回糸魚川市議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

〈午前10時50分 閉会〉

+

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

議 員

議 員

+

+

+